## 新型コロナウイルス感染症に伴う支援策一覧

No.	名称	対象者	内容	金額等	連絡先	ホームページ
1	小学校休業等対応支援金	個人	新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの世話を行うため、契約した仕事ができなくなっている子育て世代を支援するための支援金	令和2年2月27日から6月30日までの間におい	学校等休業助成金・支援金・雇用調整助成金 コールセンター 電話0120-60-3999 (9時~21時 土日・祝日も対応)	https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage 10231.html
2	高等教育の修学支援新制度	個人	意欲ある子供たちの進学を支援するため、授業料・入学金の免除または減額と返還を要しない給付型奨学金の大幅拡充	・授業料(入学金)の免除・減免 ・給付型奨学金の支給	日本学生支援機構奨学金相談センター 電話0570-666-301	https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm
3	学生支援緊急給付金	個人	家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っている学生等で、新型コロナウイルス感染症拡大による影響で当該アルバイト収入が大幅に減少し、大学等での修学の継続が困難になっている者を支援する給付金	・住民税非課税世帯の学生20万円 ・上記以外の学生10万	在学している学校	https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00686.html
4	緊急小口資金【貸付】	個人	新型コロナウィルス感染症の影響を受け、休業や失業等により生活資金でお悩みの方に向けての特例貸付 (休業者向けの緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用の貸付)	10万円以内 ※特に必要と認められる場合は20万円以内	糸島市社会福祉協議会 電話092-324-1660 (火〜金曜日 9時〜12時、13時〜17時) ※土日祝日に相談を希望する場合は、火〜金曜日に要 予約	https://www.city.itoshima.lg.jp/s016/020/030/030/20200 326172731.html
5	総合支援資金【貸付】	個人	新型コロナウィルス感染症の影響を受け、休業や失業等により生活資金で お悩みの方に向けての特例貸付 (失業者向けの生活再建までの間に必要な生活費用の貸付)	・2人以上世帯 月20万円以内(上限) ・1 人世帯 月15万円以内(上限)	糸島市社会福祉協議会 電話092-324-1660 (火〜金曜日 9時〜12時、13時〜17時) ※土日祝日に相談を希望する場合は、火〜金曜日に要 予約	https://www.city.itoshima.lg.jp/s016/020/030/030/20200 326172731.html
6	特別定額給付金	個人	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として感染拡大防止に留意しつ つ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うための給付金事 業	1人10万円	糸島市特別定額給付金コールセンター 電話092-329-0220 (月曜日から金曜日 9時~17時 祝日を除く)	https://www.city.itoshima.lg.jp/s016/020/030/040/20200 519200445.html
7	住居確保給付金	個人	離職や自営業の廃業により経済的に困窮して住居を失った人に、家賃相 当額を支給することにより、住居の確保及び就労に向けた支援を行うもの	<ul><li>・世帯人数1人 32,000円 (上限)</li><li>・世帯人数2人 38,000円 (上限)</li><li>・世帯人数3~5人42,000円 (上限)</li></ul>	糸島市健康福祉センターあごら 電話070-1319-9952 070-1404-1923 (9時~16時 月曜休館) ※土日祝日に相談を希望する場合は、火曜日から金曜日までに要予約	https://www.city.itoshima.lg.jp/s016/020/030/030/040/20 200418202015.html
8	子育て世帯への臨時特別給付金	個人	新型コロナウィルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当を受給する世帯(0歳~中学生のいる世帯)に対して、子育て世帯への臨時特別給付金を支給するもの	対象児童1人当たり1万円	糸島市役所 子ども課 児童手当係 電話092-332-2074	https://www.city.itoshima.lg.jp/s017/010/010/020/030/20 200506100637.html
9	新規事業 ひとり親世帯臨時特別給付金	個人		・基本給付 1世帯5万円(第2子以降1人につき3万円加算) ・追加給付 1世帯5万円 ※給付金の支給要件、申請の方法、受付期間等の 詳細は、決まり次第、ホームページなどで周知	糸島市役所 子ども課 児童手当係 電話092-332-2074	https://www.city.itoshima.lg.jp/s017/010/010/020/050/20 200615133807.html
10	就学援助費の拡充	個人		給食費、学用品費、校外活動費及び修学旅行費 等の一部又は全部を援助 (事業費1,356万円)	糸島市役所 学校教育課 電話092-332-2097	https://www.city.itoshima.lg.jp/s004/010/010/150/010/20 200424190157.html

No.	名称	対象者	内容	金額等	連絡先	ホームページ
11	新規事業 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金	個人	新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった労働者に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を支給するもの	休業前賃金の80%(月額上限33万円)	厚生労働省にて準備中	厚生労働省にて準備中
12	追加掲載 <mark>傷病手当金</mark>	個人	国民健康保険の加入者が新型コロナウイルス感染症に感染した、又は発熱等の症状があり感染が疑われたことにより会社等を休み、事業主から十分な給与等が受けられない場合に支給するもの	直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就 労日数で除した金額×3分の2×日数(支給対象と なる日数)	糸島市役所 国保年金課 電話092-332-2071	https://www.city.itoshima.lg.jp/s012/010/010/010/020/01 1/20200609153810.html
13	持続化給付金	事業者	感染症拡大による、営業自粛等で特に大きな影響を受けている、中堅・中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくために、事業全般に広く使える給付金を給付するもの 農業、漁業で事業収入(売上)を得ている法人・個人の方も対象	最大200万円を支援 (法人:上限200万円、個人事業者:上限100 万円)	持続化給付金事業コールセンター 電話0120-115-570 (IP電話専用回線 03-6831-0613) 8時30分~19時00分 5月・6月 (毎日) 7月 (土祝日を除く日~金) 8月以降 8時30分~17時00分 (土祝日を除く日~金)	https://www.jizokuka-kyufu.jp/
14	家賃支援給付金	事業者	新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して「家賃支援給付金」を支給するもの	<ul> <li>中小企業等 最大600万円</li> <li>※最大100万円/月(給付率2/3,1/3)×6カ月分</li> <li>・個人事業者等 最大300万円</li> <li>※最大50万円/月(給付率2/3,1/3)×6カ月分</li> </ul>	家賃支援給付金コールセンター 電話番号0120-65-930 (平日・土日祝日 8時30分~19時)	https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/index.html
15	小学校休業等対応助成金(4月以降分)	事業者	新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金	有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相 当額×10/10 ※各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの (8,330円を上限とする)	学校等休業助成金・支援金・雇用調整助成金 コールセンター 電話0120-60-3999 (9時00分~21時00分 土日・祝日も対応)	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html
16	拡 充 雇用調整助成金	事業者	経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するもの	休業手当、教育訓練の際の賃金等の一部を助成 - <del>(1人1日あたり8,330円が上限)</del> (1人1日あたり15,000円が上限)	厚生労働省 福岡労働局福岡助成金センター 電話092-411-4701 (平日8時30分~17時15分) 厚生労働省 福岡労働局北九州雇用調整助成金臨時窓口 電話093-616-0860 (平日8時30分~17時15分) 厚生労働省コールセンター 電話0120-60-3999 (9時~21時 土日・祝日も対応)	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html
17	雇用調整助成金の教育訓練加算	事業者	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主の皆様を支援するための雇用調整助成金の特例措置の拡充 (緊急対応期間「令和2年4月1日から6月30日」の間に従業員の教育訓練を実施した場合の助成金の加算)	<ul><li>・中小企業1人1日あたり2,400円加算</li><li>・大企業1人1日あたり1,800円加算</li></ul>	福岡県 職業能力開発課 公共訓練係電話092-643-3602	https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/koyouchouseijyo seikin-kasan.html
18	民間金融機関での実質無利子・無担保・据置 最大5年・保証料減免の融資	事業者	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、中小企業者の資金繰り支援措置を強化するため、信用保証制度を利用した都道府県等の制度融資への補助を通じて、民間金融機関においても、実質無利子・無担保・据置最大5年・保証料減免の融資を可能とするもの	売上減少要件に応じて 保証料ゼロ・金利ゼロまたは保証料1/2	経済産業省中小企業相談窓口 電話0570-783183 お取引のある又はお近くの金融機関	https://www.meti.go.jp/press/2020/05/20200501008/202 00501008.html

No.	名称	対象者	内容	金額等	連絡先	ホームページ
19	新型コロナウイルス感染症特別貸付【融資】	事業者		6,000万円(国民生活事業の融資限度額) 3億円(中小企業事業の融資限度額)	日本政策金融公庫福岡西支店 電話092-712-4381	https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html
20	マル経融資(小規模事業者経営改善資金) 【融資】	事業者	商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小規模事業者の商工 業者が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人でご利用できる制度	通常の融資額+別枠1,000万円 (融資限度額)	日本政策金融公庫福岡西支店 電話092-712-4381 糸島市商工会 電話092-322-3535	https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/kaizen_m.html#co vid_19
21	新型コロナウイルス感染症特別貸付【融資】	事業者	新型コロナウイルス感染症の影響により資金繰りに支障を来している中小 企業を対象とした貸付	20億円以内(累計融資限度額)	商工組合中央金庫 電話0120-542-711	https://www.shokochukin.co.jp/disaster/corona.html
22	危機関連保証【 <u>債務保証</u> 】	事業者			【申請先】 糸島市役所 商工観光課 電話092-332-2080	https://www.city.itoshima.lg.jp/s026/020/010/030/20200 326182502.html
23	新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット 保証(4号)【債務保証】	事業者	突発的災害(自然災害等)の発生に起因して売上高等が減少している中小企業・小規模事業者の資金繰り支援措置として、信用保証協会が一般保証とは別枠で融資額の100%を保証する制度	融資に際し、信用保証協会が通常の保証限度額と は別枠で借入債務の100%を保証	【申請先】 糸島市役所 商工観光課 電話092-332-2080	https://www.city.itoshima.lg.jp/s026/020/010/030/se-futeinett20160401.html
24	新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット 保証(5号)【債務保証】	事業者	全国的に業況の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で80%保証を行う制度	融資に際し、信用保証協会が通常の保証限度額と は別枠で借入債務の80%を保証	【申請先】 糸島市役所 商工観光課 電話092-332-2080	https://www.city.itoshima.lg.jp/s026/020/010/030/se-futeinett20160401.html
25	感染症拡大防止協力金	事業者	新型コロナウイルス感染症拡大を防止し、市内商工業の継続を図るため、 事業活動において感染防止に取り組む中小企業者に対し、協力金を交付 するもの	1事業所あたり10万円	糸島市新型コロナウイルス感染拡大防止協力金事務局 電話080-4948-0585 080-4949-6907 080-9416-6926 (9時~16時 土・日を除く)	https://www.city.itoshima.lg.jp/s026/20200506085655.ht ml
26	新規事業 糸島市「新しい生活様式」対応中小企業者応援 事業補助金	事業者	新型コロナウイルス感染症の影響により、これまでどおりの事業形態では継続が難しい中小企業者などに対し、国が示した「新しい生活様式」の内容に沿った新たな事業(新たな事業形態等)への取り組みを支援するため、補助を行うもの	補助上限額20万円(補助対象経費の3分の2以内)	糸島市役所 商工観光課 電話092-332-2080	https://www.city.itoshima.lg.jp/s026/020/010/160/20200 615180523.html
27	花き生産者等緊急支援給付金	事業者	新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で売り上げが減少した糸島市内で花き生産または肥育牛生産を営む事業者を支援するため給付金を交付するもの	1事業所あたり10万円	糸島市 農業振興課 農業振興係 電話092-332-2087 (8時30分~17時15分 土・日・祝日除く)	https://www.city.itoshima.lg.jp/s024/010/010/010/20200 624180801.html
28	漁業者緊急支援給付金	事業者	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月または4月の販売額が、前年同月比10%以上減少したカキ養殖・一本釣漁業者などに給付するもの	1事業所あたり10万円	糸島市役所 農林水産課 電話092-332-2088	https://www.city.itoshima.lg.jp/s004/010/010/150/010/20 200424190157.html

No.	名称	対象者	内容	金額等	連絡先	ホームページ
29	医療施設等感染症対策支援金	事業者	新型コロナウイルスの感染リスクがあるにも関わらず、献身的に対応されている医療機関等に従事する職員等への支援として、各施設へ給付するもの	1 施設あたり20万円(薬局は10万円) (病床数に応じて加算)	糸島市役所 健康づくり課 電話番号:092-332-2069	https://www.city.itoshima.lg.jp/s004/010/010/150/010/20 200424190157.html
30	介護保険施設等感染症対策支援金	事業者	新型コロナウイルスの感染リスクがあるにも関わらず、献身的に対応されてい る施設職員等への支援として各施設へ給付するもの	・介護保険施設:入所者1人あたり1万円 ・介護事業所:1施設あたり10万円 ・居宅介護支援事業所:介護支援専門員1人あ たり1万円	糸島市役所 介護·高齢者支援課 電話092-332-2070	https://www.city.itoshima.lg.jp/s004/010/010/150/010/20 200424190157.html
31	障害者福祉施設等感染症対策支援金	事業者	新型コロナウイルス感染症の感染予防対策等を強化し、集団発生の予防 に努めている施設職員等への支援として各施設へ給付するもの	・入所施設:入所者1人あたり1万円 ・通所施設等:1施設あたり10万円	糸島市役所 福祉支援課 電話092-332-2073	https://www.city.itoshima.lg.jp/s004/010/010/150/010/20 200424190157.html
32	障害児福祉施設等感染症対策支援金	事業者	新型コロナウイルス感染症の感染予防対策等を強化し、集団発生の予防 に努めている施設職員等への支援として各施設へ給付するもの	1 施設につき10万円	糸島市役所 福祉支援課 電話092-332-2073	https://www.city.itoshima.lg.jp/s004/010/010/150/010/20 200424190157.html
33	保育施設等感染症対策支援金	事業者	緊急事態宣言期間中、3密環境になりやすい保育施設等で働く保育士等への支援として各施設へ給付するもの		糸島市役所 子ども課 電話092-332-2074	https://www.city.itoshima.lg.jp/s004/010/010/150/010/20 200424190157.html
34	届出保育施設感染症対策支援金	事業者	緊急事態宣言期間中に届出保育施設を利用している保護者が自宅保育を行い、施設が日割りでの料金減額を行った場合、その減額分を市から当該施設に交付するもの	事業費:500万円 (自宅保育による日割りでの料金減額分を交付)	糸島市役所 子ども課 電話092-332-2074	https://www.city.itoshima.lg.jp/s004/010/010/150/010/20 200424190157.html
35	福岡県持続化緊急支援金	事業者		法人50万円(上限) 個人事業者25万円(上限)	福岡県持続化緊急支援金 相談窓口 電話0570-094894 (9時~17時 平日)	https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kinkyushienkin.html
36	拡 充 小規模事業者持続化補助金	事業者	国が小規模事業者等が行う販路開拓や生産性向上の取組に要する経費 の一部を支援する制度	<del>補助対象経費の2/3以内(上限50万円)</del> 小規模事業者に最大150万円を補助 (最大100万円までを最大 3/4補助+最大50万 円を定額補助)	糸島市商工会 電話092-322-3535	https://seisansei.smrj.go.jp/

<sup>※</sup>令和2年7月8日現在、市で把握している情報を掲載しています。変更になる場合があるので、詳細は各連絡先やホームページでご確認ください。